

第4部 都道府県知事所轄の学校等の設置廃止に係る寄附行為変更認可申請

1. 都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

文部科学大臣所轄の学校法人が、①新たに都道府県知事所轄の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合、②都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校に新たに課程等（課程、学科または部）を設置する場合に係る寄附行為変更認可申請書類については、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第7条第1項第1号及び同条第2項により、都道府県知事から文部科学大臣への進達が必要となりますので、申請書類については、当該学校を設置している都道府県に提出してください。また、別途学校教育法に基づく設置認可申請書を都道府県に提出してください。認定こども園のうち、指定都市等の区域内に関する新設、廃止等にかかる寄附行為変更認可申請については、指定都市等からの進達が必要になります。御不明な点がある場合は、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。可能な限り、電子媒体での提出に御協力願います。

なお、申請（都道府県経由で文部科学省に到達後）から認可までは概ね2ヶ月程度要しますが、申請内容の適否や書類上の不備等により認可まで2ヶ月以上期間を要する場合がありますので、都道府県担当者によく御相談の上、余裕をもって申請してください。

1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本 1部
- (2) 副 本 1部

2 提出先

学校法人が都道府県（私立学校担当部署）に申請書を提出し、都道府県（私立学校担当部署）は私学部私学行政課法人係へ進達文を添えて申請書を提出してください。

3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、「○ 一般注意事項について」の「3 申請書類等の提出」を参照の上、提出をお願いします。

4 申請書類について

- 次の(1)から(15)までの書類を一つの電子ファイル(PDF)にし、INDEX ごとにしおりを付けて提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照。
- ファイル名は「提出年月日＋【法人名】知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書」としてください。提出年月日は申請書日付ではなく、実際に提出した日とってください。
(例) 20241001【〇〇学園】知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書(様式第1-2号)

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

(作成例)

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人は、従来、大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回新たに〇〇小学校を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条中、第5号として次の1号を加える。

〇〇小学校

(事由)

2. 第6条第1項第1号中、「理事5人」を「理事6人」に改める。

(事由)

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

【例】 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。)

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 (2) ○○高等学校 全日制課程普通科 (3) ○○中学校 (4) <u>○○小学校</u></p> <p>(役 員) 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>6人</u> (2) 監事 2人</p> <p>2 この法人に、評議委員10名を置く。 3 この法人に、会計監査人1名を置く。</p> <p>附 則 【例】 <u>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和○年○月○日から施行する。</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 (2) ○○高等学校 全日制課程普通科 (3) ○○中学校 (新設)</p> <p>(役 員) 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>5人</u> (2) 監事 2人</p> <p>2 この法人に、評議委員10名を置く。 3 この法人に、会計監査人1名を置く。</p>

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(注) 文部科学大臣認可の日は空欄(例：令和 年 月 日)にしてください。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)

※ 寄附行為変更により役員及び評議員数、選任条項に変更がある場合は、第7部の記載例を参考に様式を変更して作成してください。

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、学校等の設置に伴う寄附行為の変更の決議等をしたことが分かる議事録又は決議録の写し(以下の注記を参照)を提出してください。

(注)

- ・当該議事の際に使用した資料をそれぞれ添付してください。なお、理事会と評議員会の資料が同一の場合は、そのことが分かるように記載してください。
- ・書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。
- ・議事録については、原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明いただいたものの写し(公印不要、抄本可)を添付してください。

(5) 現行の寄附行為

- (6) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号）
- ① 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
 - ② 設置経費の算出基礎表（様式第4号その2）
 - ③ 転共用計画表（様式第4号その3）
 - ④ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- （注）②，③は「(14)校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面，③校舎の平面図」の建物ごとにおける使用区分と整合することを確認してください。
- (7) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）
- (8) 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類，貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書（様式第6号及び様式第7号その2）
- ① 財産の一覧（様式第6号その1）
この書類には必ず(9)の書類を添付してください。
 - ② 財産の一覧（総括表）（様式第6号その2）
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 収支予（決）算書（様式第7号その2）
※開設の前々年度の収支決算書及び開設前年度の収支予算書
- （注）
- ・財産の一覧と収支予（決）算書は必ず定められた様式で提出してください。
各学校法人が予算又は決算の時に作成する書類では受付できません。
 - ・収支予（決）算書は学校法人会計基準に準拠して作成してください。
- (9) 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- ※ 「(8)財産の一覧（様式第6号その1）」に添付してください。
- 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類については，申請書類に含めて電子媒体で提出してください。紙媒体を郵送いただく必要はありませんが，原本の提出を求めることがありますので，その際は速やかに郵送により提出してください。
- （注）「(8)財産の一覧（様式第6号その1）」について監査をした結果を記載した書類を添付してください。私立学校振興助成法に基づく監査報告書ではありません。監査報告書には，「学校法人〇〇が令和〇年度〇〇学校新設認可申請に当たり文部科学省に提出する令和〇年〇月〇日現在の財産の一覧及び重要な会計方針について監査を行った」旨記載し，必ず当該認可申請に当たっての監査を受けた結果を提出してください。
- (10) 不動産その他の主なる財産については，その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 設置する学校等に係る不動産その他の主なる財産については，現物寄附を受けた財産又は借用財産について評価を受けた場合及び校地の再評価を受けた場合等に添付してください。新たに財産を取得した場合等，評価を必要としない場合には不要ですので，「該当なし」と

記載した書類を添付してください。

(11) 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）

① 事業計画（様式第7号その1）

② 収支予算書（様式第7号その2）※開設年度の前年度から完成年度までの収支予算書

（注）

- ・収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。
学校法人の予算書では受付できません。
- ・収支予算書は学校法人会計基準に準拠して作成してください。

(12) 予算書の内容を補足する書類（様式第10号）

① 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）

② 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）

③ 学生納付金内訳表（様式第10号その3）

④ 専任教職員等給与内訳表（様式第10号その4）

（注）借入金等利息支出及び借入金等返済支出の金額が、様式第8号の金額と整合しているか確認してください。

(13) 負債がある場合又は借入れを予定する場合は、その償還計画書（様式第8号）

(14) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

① 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面

※ 作成例1を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

※ ②の書類は、①の書類に包含される場合、添付を省略することができます。

③ 校舎の平面図

※ 作成例2を参考に作成してください。

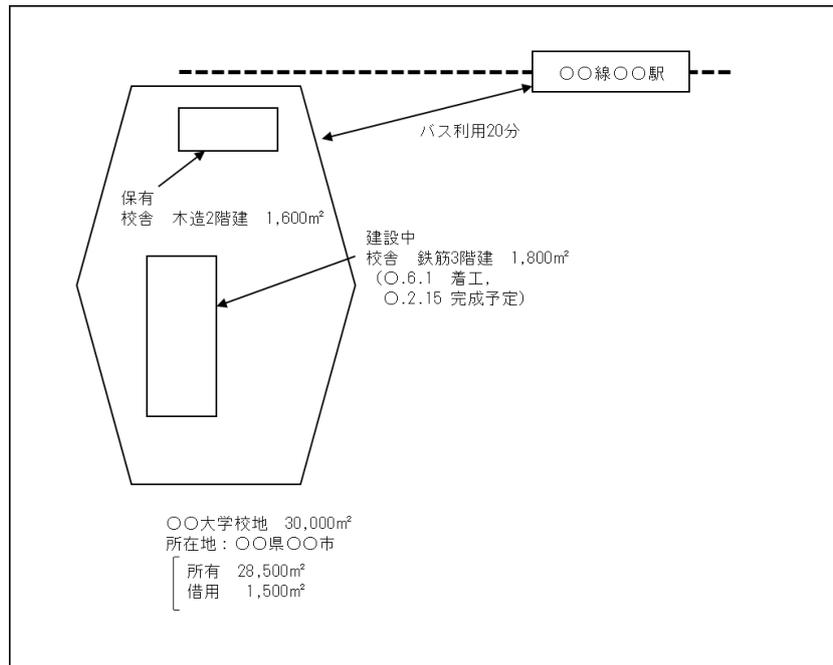
③の書類は、任意の書式で作成し、共用となる施設がある場合等は、使用区分ごとに色分けし、使用区分ごと・フロアごとに面積を記載（フロアが複数ある場合は各建物における使用区分ごとの合計面積も記載）してください。

なお、使用区分ごとの色分けは、転共用計画（様式第4号その3）に記載した区分と整合します。

※ ②と③の書類は、申請の対象となる学校等の施設のみで構いません。

(作成例 1)

私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面



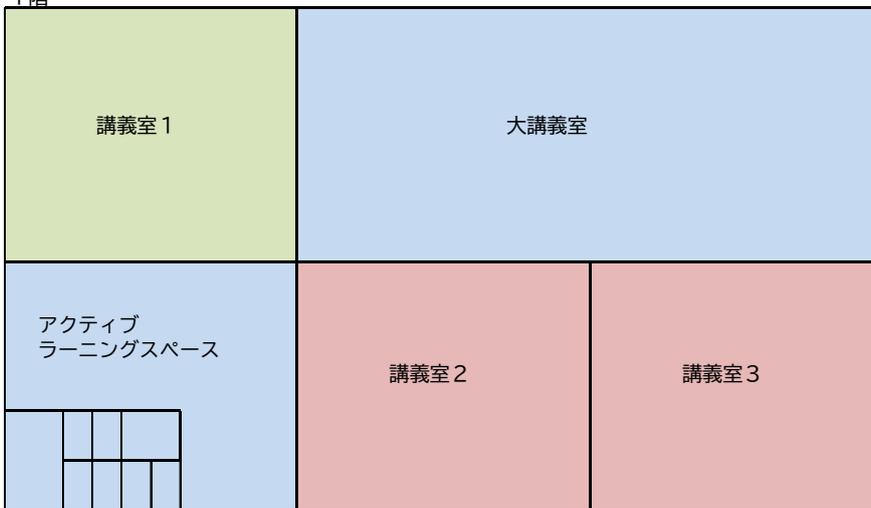
(注)

- (ア) 校地の面積は所有，借用別に記入してください。
- (イ) 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。
- (ウ) ①には全ての設置校に係る図面を記入いただき，学校ごとの使用区分を明らかにし，校地，校舎面積を団地ごとに記入してください。
- (エ) 校舎については，建築中及び建築予定校舎等を含め各棟ごとに次ページの要件を記入してください。

建物の種類別 — 校舎，図書館，体育館，講堂，実習工場，寄宿舍等
構造別 — 鉄筋，鉄骨，木造，プレハブ等
階層別 — 平家建，2階建，3階建等

(作成例2) 校舎の平面図

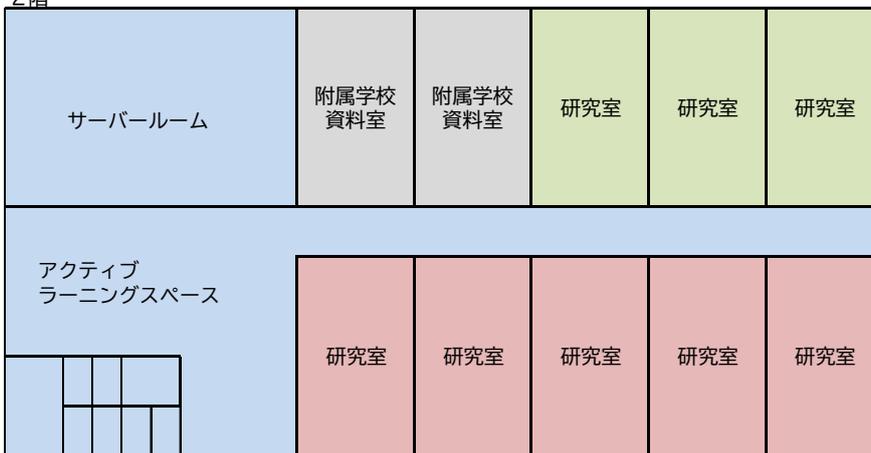
新棟A
1階



- … ○○学部専用
- … 全学部共用
- … 他学部専用
- … 基準外

	使用区分	面積	
		基準内	基準外
1階	○○学部専用		
	全学部共用		
	他学部専用		
	基準外		
	1階合計		
2階	○○学部専用		
	全学部共用		
	他学部専用		
	基準外		
	2階合計		
新棟A全体	○○学部専用		
	全学部共用		
	他学部専用		
	基準外		
	新棟A合計		

2階



(15) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、次の事項を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。①担当者の所属部署、役職、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④メールアドレス、⑤申請者に対し書類を送付する場合の送付先（郵便番号、住所）。

(16) その他・・・必要に応じて、参考となる書類を求め場合があります。

5 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」、「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」、「新旧の比較対照表」の順で結合したPDFを別途作成し、提出してください。

(1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続に必要となるため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。

(2) ファイル名は、法人名、提出時期、「副本」を半角アンダーバー（_）でつないだものとしてください。

(例) 文科学園_2410_副本

6 登記事項変更登記完了届について

認可後、私立学校法第 22 条に基づく登記及び私立学校法施行規則第 61 条第 2 項に基づく届出が必要となりますので、「第 6 部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第 61 条第 2 項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第 3 条及び第 24 条により、認可書の到達した時から 2 週間以内の登記が必要ですので、遅滞なく登記を行ってください。

ただし、「変更後の寄附行為の施行日前」や「施行後であっても、変更内容が未来のものである場合」は登記ができないことがありますので、その場合は登記所の指示に従ってください。

2. 都道府県知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

文部科学大臣所轄の学校法人が、①従来設置していた都道府県知事所轄の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を廃止する場合、②設置している都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校の課程等（課程、学科または部）を廃止する場合に係る寄附行為変更認可申請書類については、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第7条第1項第1号及び同条第2項により、都道府県知事から文部科学大臣への進達が必要となりますので、申請書類については、当該学校を設置している都道府県に提出してください。また、別途学校等の廃止認可申請書を都道府県に提出してください。認定こども園のうち、指定都市等の区域内に関する新設、廃止等にかかる寄附行為変更認可申請については指定都市等からの進達が必要になります。御不明な点がある場合は、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部科省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。可能な限り、電子媒体での提出に御協力願います。

なお、申請（都道府県経由で文部科学省に到達後）から認可までは概ね2ヶ月程度要しますが、申請内容の適否や書類上の不備等により認可まで2ヶ月以上期間を要する場合がありますので、都道府県担当者によく御相談の上、余裕をもって申請してください。

1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本 1部
- (2) 副 本 1部

2 提出先

学校法人が都道府県（私立学校担当部署）に申請書を提出し、都道府県（私立学校担当部署）は私学部私学行政課法人係へ進達文を添えて申請書を提出してください。

3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、「○ 一般注意事項について」の「3 申請書類等の提出」を参照の上、提出をお願いします。

4 申請書類について

- 次の(1)から(10)の書類を一つの電子ファイル(PDF)にし、INDEX ごとにしおりを付して提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。
- ファイル名は「提出年月日＋【法人名】知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書」としてください。提出年月日は申請書日付ではなく、実際に提出した日としてください。
(例) 20241001【〇〇学園】知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書(様式第1-2号)

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

(作成例)

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由	
この法人は、従来、大学、短期大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回、〇〇中学校を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。	
1. 第4条中、第4号〇〇中学校を削る。	
(事由)	
2. 附則として次の附則を加える。	
附 則	
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。	
(事由) 施行日を明確にするため。	

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 (2) 〇〇短期大学 〇〇学科	(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 (2) 〇〇短期大学 〇〇学科

<p>(3) ○○高等学校 全日制課程普通科 (削除)</p> <p><u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(3) ○○高等学校 全日制課程普通科 (4) ○○中学校</p>
---	--

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(注) 文部科学大臣の認可の日は空欄（例：令和 年 月 日）にしてください。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）

※ 寄附行為変更により役員及び評議員数、選任条項に変更がある場合は、第7部の記載例を参考に様式を変更して作成してください。

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、学校等の廃止に伴う寄附行為の変更の決議等をしたことが分かる議事録又は決議録の写し（以下の注記を参照）を提出してください。

(注)

- ・当該議事の際に使用した資料をそれぞれ添付してください。なお、理事会と評議員会の資料が同一の場合は、そのことが分かるように記載してください。
- ・書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。
- ・議事録については、原本同様議事録署名人の欄に署名若しくは記名押印されたものの写し、又は原本と相違ない旨理事長名で証明いただいたものの写し（公印不要、抄本可）を添付してください。

(5) 現行の寄附行為

(6) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

(7) 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号）

① 財産の一覧（様式第6号その1）

公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。

財産の一覧は必ず定められた様式で提出してください。

様式中「新設校」は「廃止校」と読み替えてください。

② 財産の一覧（総括表）（様式第6号その2）

(8) 申請年度から二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）

① 事業計画（様式第7号その1）

② 収支予（決）算書（様式第7号その2）

（注）

- ・ 必要に応じて、申請年度から三年間の事業計画や予算等について提出を求めることがあります。
- ・ 収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。学校法人の予算書では受付できません。
- ・ 収支予算書は学校法人会計基準に準拠して作成してください。

- (9) 当該廃止する私立学校若しくは課程等に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
この書類は、次ページの作成例を参考に作成してください。

（作成例）

廃止する学校等に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

- 1 設置者名
学校法人〇〇〇〇
- 2 設置者の所在地
▲▲県〇〇市△△1丁目1番1号
- 3 設置校
〇〇大学（▲▲県〇〇市）
■ ■学部
▽▽学部
●●短期大学（▲▲県〇〇市）
◆◆学科
〇〇高等学校（▲▲県〇〇市）
〇〇中学校（▲▲県〇〇市）
- 4 廃止する学校等
〇〇中学校
- 5 廃止する理由
・ 入学志願者減少に伴う廃止
- 6 財産の処分等に関する事項
 - (1) 生徒募集停止の時期
令和××年度入学者より募集停止
 - (2) 生徒の処置方法（在校生の状況）
令和××年×月（ほとんどの場合廃止申請年度の前年度末）までに全員卒業（退学、転校）し、現在生徒はいない。
【参考】
令和××年度末に在学していた生徒の令和××年×月末の状況
・ 〇〇中学校 在校生200名のうち
卒業 195名
退学 3名
転校 2名
・ 〇〇中学校 在校生200名全員卒業

(3) 教職員の処置状況

- 【例】・ 教員は×名のうち〇〇高等学校に×名配置換えをし、×名は退職した。
・ 職員は×名全員〇〇高等学校に×名配置換えをした。

(4) 施設、設備の処置

- 【例】・ 施設、設備は、全て 〇〇高等学校に移管した。

(5) 土地の処置

※設置者所在地、設置校の名称等、寄附行為と同一の内容を記載してください。

(10) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、次の事項を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。①担当者の所属部署、役職、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④メールアドレス、⑤申請者に対し書類を送付する場合の送付先（郵便番号、住所）。

(11) その他・・・必要に応じて、参考となる書類を求める場合があります。

5 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」、「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」、「新旧の比較対照表」の順で結合したPDFを別途作成し、提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続に必要なため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) ファイル名は、法人名、提出時期、「副本」を半角アンダーバー（_）でつないだものとしてください。

（例） 文科学園、10月申請の場合
文科学園_2410_副本

6 登記事項変更登記完了届について

認可後、私立学校法第22条に基づく登記及び私立学校法施行規則第61条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第61条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第3条及び第24条により、認可書の到達した時から2週間以内の登記が必要ですので、遅滞なく登記を行ってください。

ただし、「変更後の寄附行為の施行日前」や「施行後であっても、変更内容が未来のものである場合」は登記ができないことがありますので、その場合は登記所の指示に従ってください。

既存の幼稚園や保育所を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置する際の
寄附行為変更認可申請における新旧対照表の作成等について

例1：A幼稚園を廃止し、B幼保連携型認定こども園を設置する

場合 【留意点】

- ① 都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請及び
都道府県知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請が必要となる。
※それぞれ私立学校法施行令第七条第一項第一号による進達が必要
- ② 同時期に申請すること。
- ③ 両申請で、同じ新旧比較対照表を添付すること。
※欄外に申請区分に係る記載が必要

【A幼稚園廃止の寄附行為変更認可申請書の新旧対照表】

① 新旧の比較対照表	
新	旧
(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。	(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科 〇〇学部 〇〇学科 ・・・ 六 〇〇小学校	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科 〇〇学部 〇〇学科 ・・・ 六 〇〇小学校
(削除) 七 B幼保連携型認定こども園	七 A幼稚園
八 〇〇専修学校 〇〇高等課程	八 〇〇専修学校 〇〇高等課程
附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (平成 年 月) から施行する。	(新設) 八 〇〇専修学校 〇〇高等課程

新設する設置校の内容も記載し、欄外に申請区分を記載すること。

※本新旧比較対照表は、A幼稚園の廃止に係る寄附行為変更認可申請書にも添付する。

【B幼保連携型認定こども園設置の寄附行為変更認可申請書の新旧対照表】

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科 〇〇学部 〇〇学科</p> <p>・・・</p> <p>六 〇〇小学校</p> <p>(削除)</p> <p>七 B幼保連携型認定こども園</p> <p>八 〇〇専修学校 〇〇高等課程</p> <p>附 則</p> <p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 年 月)から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科 〇〇学部 〇〇学科</p> <p>・・・</p> <p>六 〇〇小学校</p> <p>七 A幼稚園</p> <p>(新設)</p> <p>八 〇〇専修学校 〇〇高等課程</p>

廃止する設置校の内容も記載し、欄外に申請区分を記載すること。

※本新旧比較対照表は、B幼保連携型認定こども園設置に係る寄附行為変更認可申請書にも添付する。

例2：A保育園を廃止し、B幼保連携型認定こども園を設置する場合

【留意点】

- ① 付随事業の廃止に係る寄附行為変更認可申請及び都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請が必要となる。
※都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請のみ、私立学校法施行令第七条第一項第一号による進達が必要
- ② 同時期に申請すること。
- ③ 例1とは異なり、それぞれの申請区分の変更についてのみ記載した新旧比較対照表を添付すること。